⑷　まいわし

（単位：トン）

都道府県名	数量
千葉県	18,000
石川県	21,000
三重県	28,000
島根県	57,000
長崎県	9,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

㈫　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

告示

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、北海道最低賃金（昭和55年北海道労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月８日

北海道労働局長　羽毛田　守

第４号中「１時間748円」を「１時間764円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月８日

群馬労働局長　内田　昭宏

第４号中「１時間721円」を「１時間737円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月８日

滋賀労働局長　辻　　知之

第４号中「１時間746円」を「１時間764円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和55年鹿児島労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月８日

鹿児島労働局長　岩崎　　修

第４号中「１時間678円」を「１時間694円」に改める。

公告

諮問事項

解散命令公告

別表の左欄に掲げる組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年９月８日

東海農政局長　水間　史人

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
昭和食肉冷蔵協同組合 愛知県名古屋市昭和区阿由知通五丁目17番地	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

［教示］この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に国を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分の日から１年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができない。

解散命令公告

別表の左欄に掲げる組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項及び中小企業団体の組織に関する法律第69条第４項において準用する中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年９月８日

近畿農政局長　村上　堅治

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
近畿鶏卵事業協同組合 大阪府大阪市東住吉区今林二丁目６番２号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
近畿豆萌工業組合 大阪府大阪市西成区太子一丁目３番18号	中小企業団体の組織に関する法律第69条第３項の規定に基づき解散を命ずる。

［教示］この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に国を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分の日から１年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができない。

解散命令公告

別表の左欄に掲げる組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年９月８日

九州農政局長　井上　　明

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
南九州食品加工事業協同組合 宮崎県都城市志比田町5548番地６	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

［教示］この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に国を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分の日から１年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができない。